⑱　役員及び教職員の給与の明細　（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与等		法定福利費	退職給付	
		金額	支給人員	金額	金額	支給人員
役員	常勤	(36,520) 36,520	(3) 3	(1,635) 1,635	(12,604) 12,604	(1) 1
	非常勤	(—) 3,902	(—) 3	(—) —	(—) —	(—) —
	計	(36,520) 40,422	(3) 6	(1,635) 1,635	(12,604) 12,604	(1) 1
教員	常勤	(507,327) 528,005	(62) 68	(27,314) 29,419	(85,589) 85,589	(3) 3
	非常勤	(—) 20,668	(—) 15	(—) 472	(—) —	(—) —
	計	(507,327) 548,674	(62) 83	(27,314) 29,891	(85,589) 85,589	(3) 3
職員	常勤	(376,335) 388,047	(66) 71	(19,121) 20,801	(85,809) 85,809	(5) 5
	非常勤	(—) 56,520	(—) 223	(—) 6,399	(—) —	(—) —
	計	(376,335) 444,568	(66) 294	(19,121) 27,201	(85,809) 85,809	(5) 5
合計	常勤	(920,183) 952,574	(131) 142	(48,071) 51,857	(184,002) 184,002	(9) 9
	非常勤	(—) 81,091	(—) 241	(—) 6,871	(—) —	(—) —
	計	(920,183) 1,033,665	(131) 383	(48,071) 58,728	(184,002) 184,002	(9) 9

注記事項①　常勤職員とは、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）に基づく「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことであります。

②　上段括弧内には、承継職員等に係る金額及び支給人員を内数で記載しております。

③　役員の報酬及び退職手当については、国立大学法人鹿屋体育大学役員給与規則及び国立大学法人鹿屋体育大学役員退職手当規則に基づき支給しております。

④　教職員の給与及び退職手当については、国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則及び国立大学法人鹿屋体育大学職員退職手当規則に基づき支給しております。

⑤　役員・教職員の報酬又は給与等の支給人員は、年間平均支給人員数を記載しております。

⑲　開示すべきセグメント情報

該当事項はありません。

⑳　寄附金の明細　（単位：千円、件）

区分	当期受入額	件数	摘要
鹿屋体育大学	63,480	208	当期受入額のうち14,414千円（174件）は現物寄附によるものであります。
合計	63,480	208	現物寄附14,414千円（174件）

㉑　受託研究の明細　（単位：千円）

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
国	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
地方公共団体	直接経費	—	7,656	7,656	—
	間接経費	—	935	935	—
独立行政法人	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
国立大学法人	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
株式会社等	直接経費	300	600	740	160
	間接経費	46	180	85	140
その他	直接経費	—	864	864	—
	間接経費	—	227	227	—
合計	直接経費	300	9,121	9,261	160
	間接経費	46	1,342	1,247	140